



国土交通省

東北運輸局プレスリリース

平成23年4月5日
東北運輸局災害対策本部

東日本大震災に伴う保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の再延長について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条の規定に基づき、保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間を延長する措置を講じておりましたが、津波により整備事業場の全壊、流出及び指定整備関係書類の紛失等、指定整備事業場被害が甚大であった地域においては、未だに指定整備による継続検査の申請を終了していない状況が認められることから、下記の対象地域に事業場を置く指定自動車整備事業者が交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間が、平成23年3月11日から同年4月10日までのものは、平成23年5月11日まで再延長しますのでお知らせします。

記

《対象地域》 岩手県、宮城県及び福島県の全域について

※ 保安基準適合証及び保安基準適合標章とは、継続検査時の国への現車提示を省略するために民間車検場が発行するもの。

〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 第4合同庁舎

《問い合わせ先》

東北運輸局自動車技術安全部 整備・保安課

太田、八巻

電話：022-791-7534